

第 27 号議案

道路事業に関する取扱いについて

道路事業に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 10 月 18 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	38	協定項目名	道路事業に関する取扱い
調 整 内 容			
<p>道路事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>< 建 設 ></p> <p>(1) 幹線及び補助幹線道路の整備については、継続事業は、現行どおり新市に引き継ぐものとし、合併後の整備については、久留米市の例を基本に統一化を図る。</p> <p>(2) 生活道路の整備については、新市域の実情を踏まえ、合併までに整備基準・箇所基準・補償基準の統一化を図り、実施する。なお、用地処理については、当分の間は現行どおりとし、統一化に向けた検討を行う。</p> <p>< 管 理 ></p> <p>(3) 道路認定基準については、久留米市の認定要綱・認定施行細則を例に統一するが、合併以前に認定を受けているものは、新市に認定道路として引き継ぐ。</p> <p>(4) 道路等の寄付については、久留米市の例に統一した要綱に基づき処理を行うこととし、その際の測量・登記費用は行政負担とする。</p> <p>< 維 持 ></p> <p>(5) 舗装修繕、路面清掃、除草をはじめとした維持のあり方については、久留米市の例を基本に制度統一を図る。</p>			